

## 実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に対するコメント

### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（2023年5月31日公表）
- ・ 企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（そのX）（案）」（2023年5月31日公表）

以下、これらを合わせて「本公開草案」という。

### 2. コメント募集期間

- ・ 2023年5月31日～2023年8月4日

### 3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（2023年11月17日公表）（以下「本実務対応報告」という。）
- ・ 企業会計基準第32号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」（2023年11月17日公表）

### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	一般社団法人 日本貿易会
CL3	有限責任監査法人トーマツ

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL4	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。「コメントの概要」には、本公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>質問 1（範囲に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>（その他のコメント）</b>		
2) 本実務対応報告の適用範囲に含まれない外国電子決済手段の取扱いについて	同意する。ただし、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段又は第3号電子決済手段に該当する外国電子決済手段のうち、当該電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段以外の外国電子決済手段について、今後、国内において取引量が増加する場合には、その取扱いについて改めて検討することが必要と考える。	今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、本実務対応報告において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により当委員会に提起された場合には、必要に応じて公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとする。
3) 信託の受託者の会計処理について	同意する。ただし、信託の受託者の会計処理については、中長期的には策定が行われるべきである。	中長期的な提案であり、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、本実務対応報告において定めのない

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>い事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により当委員会に提起された場合には、必要に応じて公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断することとする。</p>
<p><b>質問2（電子決済手段の保有に係る会計処理に関する質問）</b></p>		
<p><b>（全体を支持するコメント）</b></p>		
<p>4) 提案内容に同意する。</p>	<p>同意する。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>
<p><b>（その他のコメント）</b></p>		
<p>5) 貸倒引当金の取扱いについて</p>	<p>同意しない。近年、電子決済手段に関連するトラブルが少なからず報道され、話題となっており、換金リスクの生ずる蓋然性は一定程度あると考えられる。そのため、貸倒引当金のような取扱いを定めることが必要であると考えられる。</p>	<p>審議の過程では電子決済手段に係る換金リスクの会計上の取扱いについて検討を行ったが、本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、電子決済手段の発行等に際して所要の規制が課されているため、通常、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられること、また、本実務対応報告が改正された資金決済法の施行に合わせて当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いを定めることを目的にしていることに</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		鑑み、その会計上の取扱いを定めないこととしている。このため、換金リスクの会計上の取扱いについては、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、対応を図ることの要望が市場関係者により当委員会に提起された場合には、必要に応じて公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとする。
<b>質問3（電子決済手段の発行に係る会計処理に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
6) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>質問4（外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
7) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>質問5（預託電子決済手段に係る取扱いに関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
8) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>（その他のコメント）</b>		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
9) 金銭信託や暗号資産の預託に関する実務と取扱いが異なる理由について	<p>同意する。ただし、電子決済手段等取引業者又は電子決済手段の発行者が電子決済手段の利用者との合意に基づいて当該利用者から預かった電子決済手段を資産計上しない取扱いについて、金融商品取引業者等が顧客から預かった現金に係る金銭信託や、暗号資産交換業者が預託された資金決済法上の暗号資産を資産計上している会計実務と異なる取扱いとする理由を、これらの預託の比較も踏まえ結論の背景で補足説明する必要があると考える。</p> <p>(理由)</p> <p>証券会社等の金融商品取引業者等や暗号資産交換業者において、利用者から預かった金銭（法定通貨）は、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第43条の2第2項や「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）第63条の11第1項等により、自己の財産と分別して管理し、信託会社等に信託することとされている。この信託会社等に信託された利用者から預かった金銭は、顧客分別金信託や利用者区分管理信託と呼ばれ、証券会社においては「有価証券関連業経理の統一に関する規則」に従って資産に計上する実務が、また、暗号資産交換業者においては「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）に従って資産に計上する実務が見られる。一方、実務対応報告案では、電子決済手段等取引業者等における預託電子決済手段は資産に計上しない取扱いが提案されている（実務対応報告案第13項）。</p> <p>この点、利用者から預かった資産を分別管理し、信託会社等に信託する点に関して、顧客分別金信託と実務対応報告案の預託電子決済手段は、その性質が類似していると考えられる。そのため、両者の取扱いが異なる場合、異なる旨及び理由等を、結論の背景等で明らかにする必要があると考える。</p>	<p>現行の会計基準では、資産の預託に関して包括的な定めはなく、個々の資産の預託に関する取扱いを定める際に、それぞれの性質を踏まえた検討が行われている。</p> <p>このような中で、他の資産の預託との比較により、総額又は純額の判断基準を明確化することは、本実務対応報告において仲介業者等が利用者から資産の預託を受けた場合の原則的な考え方を示すかのような誤解を生じさせる可能性があるため、本実務対応報告の範囲を超えることになると考えられることから対応しないこととした。</p>
10) 預託電子	<p>基本的には同意する。ただし、預託電子決済手段について、電子決済手段等取引業者等</p>	<p>預託電子決済手段に対して、信託した</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
決済手段について信託を設定するまでの間の会計処理	<p>が利用者から電子決済手段の預託を受けているが、いまだ信託会社等に信託していない場合の会計上の取扱いについて、明らかにすることが望ましいと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>実務対応報告案 BC40 項では、預託電子決済手段を管理する方法として、「(1) 信託会社等に信託して管理させる方法」、「(2) 自己信託（信託法第 3 条第 3 号）により管理する方法」又は「(3) 信託会社等への信託又は自己信託の方法によらずに、自ら管理する方法又は第三者に管理させる方法」を挙げ、(3)については、第 3 号電子決済手段のうち「受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合であつて、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されているとき」を想定して、会計上の取扱いが定められている。</p> <p>一方で、顧客分別金信託の実務においては、証券会社等が利用者から金銭を預かった後に、当該金銭について信託を設定することから、金銭を預かった時点と当該金銭の信託設定の時点に乖離が生じることがある。</p> <p>預託電子決済手段について信託設定する方法による場合においても、電子決済手段の預託を受けた時点と、当該電子決済手段について信託を設定する時点に乖離が生じることが考えられるのであれば、期末時点において、電子決済手段の預託を受けているが、いまだ信託を設定していない場合の電子決済手段等取引業者等における会計上の取扱いを明らかにすることが望ましいと考える。</p>	<p>電子決済手段の数量が不足した場合には、所要の規制により、信託銀行等に信託した場合は 2 営業日以内、自己信託の場合は翌営業日中に解消することが求められるため、預託を受けてから信託を設定するまでの間は短期であると想定されることから、本実務対応報告において特段の対応を行わないこととした。</p>
<b>質問 6（開示に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
11) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(その他のコメント)		
12) 表示について	電子決済手段が貸借対照表上の表示において「現金及び預金」に含まれるか否かを明確化すべきである。	<p>本公開草案では、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」における資金の範囲及び現金の定義を改正し、キャッシュ・フロー計算書上、本実務対応報告の対象となる電子決済手段を現金に含めることを提案している。一方、我が国の会計基準では貸借対照表上の現金の定義を定めておらず、表示の取扱いを定めるためには、従来より貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書で現金の範囲が異なる点についても国際的な整合性や開示規則等との関係も踏まえ検討することが考えられる。しかしながら、その検討は電子決済手段以外の取扱いにも影響を及ぼす可能性があり、本実務対応報告の範囲を超えると考えられるため、貸借対照表上の取扱いは定めないこととした。なお、開示規則等により現金及び預金に含まれない場合には、重要性も踏まえてその性質を示す適切な科目で表示することになると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>質問7（連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
13) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>質問8（適用時期に関する質問）</b>		
<b>（全体を支持するコメント）</b>		
14) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
<b>質問9（その他）</b>		
<b>（その他のコメント）</b>		
15) 事例や取引例について	本公開草案の適用対象となる特定の電子決済手段について、日本においてはいまだ一般的な実務が存在しないため、具体的にどのようなものであるかをイメージしやすいように、本公開草案の最終化に当たっては、事例や取引例を含めることを検討いただきたい。	現時点では電子決済手段の発行事例がなく、具体的な例が示せないため対応しない。
16) 暗号資産の信託の会計処理について	<p>現在検討中である「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」のプロジェクトにおいて、暗号資産の信託についての会計処理を論点として追加することを検討いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>2022年10月20日に施行された「金融機関の信託業務の兼営などに関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」によって、暗号資産の信託のうち、管理型信託業について、信託銀行が受託することが可能とされており、今後、暗号資産の信託を行う実務が拡大することになると考えられる。</p>	左記のコメントは論点整理に関する今後の検討において参考としたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>一方で、実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 38 号」という。）では、暗号資産交換業者が、預託者との預託の合意に基づいて暗号資産を預かった場合の会計処理が定められているが、当該預託の合意に、暗号資産の信託が含まれるか否かが必ずしも明らかではないと考えられる。</p> <p>この点、本実務対応報告案では、電子決済手段等取引業者等は、預託決済手段を資産として計上せず、また、当該電子決済手段の利用者に対する返還義務を負債として計上しないことが提案されている。仮に暗号資産の信託について、実務対応報告第 38 号における預託の合意に含まれる場合、信託を前提とした預託電子決済手段と、暗号資産の信託とで、会計処理が異なることになると考えられる。</p> <p>そのため、暗号資産の信託についても、預託電子決済手段との私法上、規制上の相違点の有無を踏まえて、会計処理を定めることが、実務にとって有用と考える。</p>	
17) 券面額と取得価額又は金銭の授受額との差額の取扱いについて	<p>取得価額と券面額との差額や帳簿価額と金銭の授受額との差額を損益計上する際はその性質が推察できないことから、営業外損益で良いのか判断しにくい面があるため明確化していただきたい。</p>	<p>現時点では電子決済手段の発行事例がないため、実際に取引が生じた場合に、当該差額の性質に基づき判断することが考えられる。</p>

以 上